

日インドネシア経済連携協定(EPA)セミナー

日本からインドネシアへの**輸出**に際しての特定原産地証明書申請方法について

日インドネシア経済連携協定(日インドネシア EPA)が平成20年7月1日から発効します。インドネシアに製品を輸出する際に、特定原産地証明書をインドネシア税関に提出することにより特恵関税率が適用されます。

つきましては、下記のとおり、特定原産地証明書の発給手続きと原産地規則等に関する説明会を開催いたしますので奮ってご参加ください。

日 時 : 2008年6月27日(金) 13:30~16:30 (受付13:00~)

会 場 : 名古屋銀行協会 5階 大ホール(住所:名古屋市中区丸の内2-4-2)
(会場案内地図はHPをご参照ください <http://www.nagoya-ba.or.jp/access.htm>)

講演内容および講師 :

1. 「日インドネシア経済連携協定と原産地規則の概要について」 経済産業省
2. 「特定原産地証明書の発給手続きについて」 日本商工会議所

対 象 : 日インドネシア EPA に基づく特定原産地証明書を利用して
インドネシアに輸出しようとする方。

定 員 : 250名(先着順)
(定員に達した場合のみ当方からご連絡を致します。当日受付にて名刺を1枚申し受けます。)

参加費 : 無料

お申込み : 以下申込書にご記入の上、6月24日(火曜)までにFAX(052-202-0750)
にてお申込下さい。

主 催 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター

共 催 : 日本商工会議所

後 援 : 名古屋商工会議所

問合せ先 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター
TEL:052-211-4517 担当:木村、西川

日インドネシア経済連携協定（EPA）セミナー

日本からインドネシアへの輸出に際しての特定原産地証明書申請方法について

参加申込書 FAX送信先：052-202-0750

ジェトロ名古屋 西川、木村宛

お申込み締め切り：6月24日（火曜）

フリガナ		
貴社名		
所在地	〒	
連絡先	TEL :	FAX :
	E-mail :	
参加者 ご氏名		ご所属・役職
企業種別	中小企業 大企業 中小企業とは（中小企業基本法より）製造業その他：資本金3億円以下または従業員300人以下。卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下。小売・サービス業：資本金5000万円以下または従業員50人（サービス業は100人）以下。	
業種	商社・卸売 製造業 金融/運輸・通関業 調査機関・官公庁 その他サービス業 その他	

ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、本セミナーの運営のためにジェトロが利用いたします。

お客様の個人情報保護管理者：ジェトロ名古屋貿易情報センター 所長 Tel.：052-211-4517

参加証等は発行いたしませんので、当日受付にて名刺を1枚お渡し願います。

< 会 場 >

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-4-2 社団法人名古屋銀行協会
5階 大ホール（電話：052-232-0563）

- ・地下鉄 桜通線「丸の内駅」下車（4番出口）徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」下車（1番出口）徒歩6分
名城線「市役所駅」下車（4番出口）徒歩8分
- ・市バス 名古屋ターミナルビル乗車 「外堀通り」下車